

交通事故など第三者の行為でけがや病気をしたときは 「被害届」の提出が義務付けられています！

交通事故など第三者（加害者）の行為によってけがや病気をした際に、国民健康保険証を使って治療を受ける場合は、第三者が負担すべき費用を一時的に国民健康保険（以下、国保）が立て替える形で医療費を支払っています。後日、国保より第三者に費用を請求するため、保険医療課（市役所 1 階）5 番窓口には被害届の提出が必要になります。※交通事故については、事故の加害者または被害者が任意保険等に加入している場合、損害保険会社等が提出することがあります。

第三者行為とは？

- 交通事故にあった
- 傷害事件に巻き込まれた
- 他人の飼い犬にかまれた
- 購入食品や飲食店での食中毒
- スキー・スノーボード等での衝突・接触事故

などは、原則として相手方が費用を負担すべきものです。



<届け出に必要なもの>

- ・国民健康保険証
- ・印鑑（ゴム印やスタンプ印は不可）
- ・交通事故証明書（交通事故の場合のみ）
- ・第三者の行為による被害届
- ・事故発生状況報告書
- ・念書（兼同意書）

〈様式は保険医療課窓口または市公式ホームページ
→組織案内→保険医療課→交通事故などにあった
とき→「第三者の行為による被害届」にあります〉

<医療費の適正化にご協力を>

被害届の提出がなければ、第三者に費用を請求することができません。これは本来国保が支払う必要のない医療費を負担することとなり、結果として国保財政を圧迫し国民健康保険税の増加につながることも考えられます。被害届の提出について、ご協力をお願いします。

なお、医療費を適正に給付するため、受診内容の確認の結果、第三者の行為による傷病の可能性がある場合には、北海道国民健康保険団体連合会から連絡がいくことがあります。「負傷（傷病）原因の確認について」という文書が届きましたら、速やかにご回答ください。

問合先 保険医療課 Tel. 28-8016

国民健康保険加入者の皆さんへ

年 1 回受診料が『無料』の特定健診を受診しましょう！

国民健康保険（以下、国保）は、病気やけがに備え加入者が国保税を負担し、必要な医療費などに充てる助け合いの制度です。医療費の増大は国保税の増加につながり、加入者の負担が増え、深刻な社会問題となっています。生活習慣病に着目した特定健診、特定保健指導を活用し、疾病の予防や早期発見・早期治療に努めましょう。

【国保加入者の医療費の推移】

令和 4 年度の国保加入者（75 歳未満）の年間医療費は総額 38.5 億円で、1 人当たりの年間医療費は 534,576 円でした。

国保加入者数は年々減少し、年間医療費も減少していますが、依然として 1 人当たりの平均医療費は高い水準にあります。

【特定健診を受けましょう】

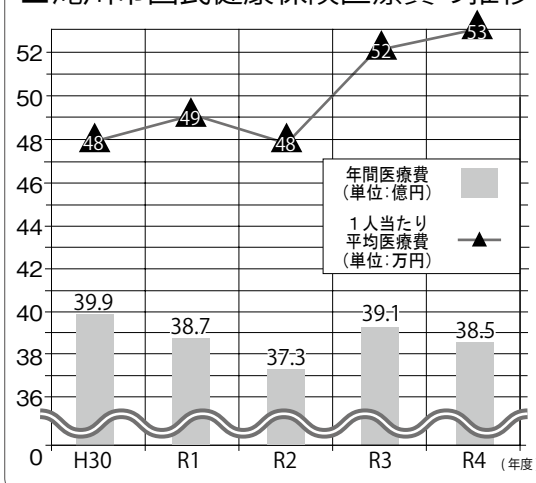
近年、糖尿病などの生活習慣病の有病者や予備群の方が増加していることにより、生活習慣病にかかる医療費が、国の医療費の 3 分の 1 を占め、国保の加入者においても 3 人に 1 人が生活習慣病で受診している状況にあります。

40 歳から 74 歳の方を対象とした特定健診では、生活習慣病につながるおそれのある体の異常を早期に発見し、特定保健指導では、健康な生活を送るために生活習慣を見直し、みずから改善できるよう支援します。

国保加入者は「無料」で特定健診を受診することができます。

保健センターで行う集団検診（要予約）のほか、市内の医療機関でも受けられますので、年に 1 回必ず受けましょう。

■ 滝川市国民健康保険医療費の推移



問合先 保険医療課 Tel. 28-8016